

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ネットファミリー（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給することができることとし、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席等を含め法人業務を行う場合には、その都度別に定める旅費規程にもとづき交通費、宿泊料等の費用弁償を行うことができる。

(報酬等の支給基準及び算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は別表に定める額とし、各年度の総額は、理事及び監事については7,500,000円以内、評議員については定款にて定められた額とする。

2 役員等が職務のために旅行したときは、別に定める旅費規程にもとづき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 日常業務を担当する非常勤理事に対する報酬の支給時期は、毎月末とし、その支給方法については職員の例による。

(公表)

第6条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(その他)

第7条 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の決議を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成20年5月19日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年6月16日から施行する。

この規程は、平成30年6月21日から施行する。

(別表) 常勤役員等に対する報酬等の額

名 称	報酬額	備 考
日常業務を担当する 非常勤理事報酬 理事長 (月額)	400,000円	
日常業務を担当する 非常勤理事報酬 その他の理事 (月額)	200,000円	
理事会・評議員会・監事監査 出席(日額)	5,000円	日額支給の場合は源泉所得税控除後の金額 とし、日常業務を担当する非常勤理事及び 職員を兼務する理事には支給しない。